

恵庭市市民活動センター情報掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、NPO 法人恵庭市市民活動センター運営協議会（以下市民活動センター）が発行する広報誌に掲載するイベント、講座及び募集等（以下「イベント等」という。）の案内の取扱いに関し、必要な事項を恵庭市の基準に基づき定めるものとする。

(掲載できる記事の範囲)

第2条 広報誌に案内を掲載することができるイベント等は、市内全域を対象とし、誰でも参加でき、かつ、イベント、講座等の事業の終了が掲載翌月1日以降のもの及び募集期間がある場合は募集期限が掲載翌月1日以降のもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市民活動センターが主催・共催・後援・推薦している事業で、営利を目的としないもの
- (2) 恵庭市が主催・共催・後援・推薦している事業で、営利を目的としないもの
- (3) 市民又は市内の団体・サークル等の市民活動団体が行うイベント等で、営利を目的としないもの

2 次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

- (1) 恵庭市の品位、公共性又は公益性を損なうおそれがあるもの
- (2) 公の利益とならないと考えられるもの又は会場が市内の公共（公益）施設でないもの
- (3) 営利目的の宣伝又は広告活動になるもの
- (4) 政治的、宗教的又は選挙活動になるもの
- (5) 個人的な活動・宣伝にあたるもの
- (6) 掲載意図及び内容が明確でないもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、別表により理事長が掲載を不適当と認めたもの

(掲載の申込)

第3条 広報誌に掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、原稿等を掲載月の5日（土・日曜日・祝日の場合はその直後の平日午前9時）までに、市民活動センターに提出しなければならない。

(了解事項)

第4条 掲載希望者は、次のことを了解するものとする。

- (1) 掲載記事をえにわ知恵ネットホームページに掲載すること。
- (2) 会員名簿及び活動状況についての書類の提出を求めた場合は、それに応じられること。
- (3) 掲載の可否及び掲載希望月の変更については、市民活動センターに一任すること。
- (4) 原稿内容は、市民活動センターにおいて編集すること。
- (5) 掲載した記事に関する一切の責任は、掲載依頼者が負うこと。

附 則

この基準は、2020年4月1日から実施する。

別表（第2条関係）

分類	掲載を不適当とする事項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場を確保していない場合及び公共交通機関で行くことが困難な場合等の来場に支障がある場合 ・他の情報誌等で広告として掲載されている場合 ・同じ内容で、過去又は最近にトラブルがあつた場合 ・開催日又は申し込み期限が掲載翌月1日以前の場合 ・飲食又は購買を強要される場合 ・周囲への迷惑行為となる場合
講座・講習会・教室・塾・サークルなど	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者を問わず、参加料等が類似するイベント等と比較して著しく高額で使途が不当な場合 ・会場を問わず、企業、自営業者などの営利組織が主催するイベント等で、正業との関連性が高い場合。ただし、社会貢献活動として無料又は実費相当額で行うものを除く。 ・会場を問わず、講師業、インストラクター等を正業（又は正業に相当する。）としている者が主催する教室、塾、サークル等の場合。ただし、社会貢献活動として無料又は実費相当額で行うものを除く。
展示・作品展	<ul style="list-style-type: none"> ・企業、自営業者等の営利組織が自らの商品を出展する場合 ・展示要素より、販売目的が高い場合 ・入場料に飲食代等が含まれている場合
フリーマーケット・バザーなど	<ul style="list-style-type: none"> ・企業、自営業者等の営利組織が自らの商品を出展する場合 ・適切な出展スペースが確保できない場合
祭り	<ul style="list-style-type: none"> ・企業、自営業者等の営利組織が主催し、営利目的が強いと判断される場合 ・対象者又は地域を限定している場合
相談	<ul style="list-style-type: none"> ・費用が高額な場合 ・無料相談であるが、その後、有料の相談を強要・誘導される場合
コンサート・公演	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全な育成を阻害する内容の場合 ・入場料が、類似するイベント等と比較して高額な場合 ・不特定多数にアルコール類を提供する場合
募集	<ul style="list-style-type: none"> ・前回掲載から6ヶ月を経過していない場合 ・市民活動団体に類さない団体の会員募集の場合 ・会費が類似する団体等と比較して著しく高額で使途が不当な場合 ・企業、自営業者等の営利組織が団体を設立し、会員を募る場合